

御幸公園梅香事業実施要綱

(目的)

第1条 幸区の魅力ある地域資源の一つであり、明治天皇が観梅に行幸された御幸公園において、豊かな緑、文化、芸術、歴史等の特徴を活かしながら、区民の地域への愛着と誇りを育んでいくため、様々な主体との連携及び協働を通して、賑わい及び彩り豊かな「御幸公園梅香事業」（以下「事業」という。）を実施する。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 地域との協働事業に関する事。
- (2) 学校との連携事業に関する事。
- (3) 梅林の保全に関する事。
- (4) 梅林の活用に関する事。
- (5) 御幸地区の歴史・文化に関する事。
- (6) イベント等の企画及び実施に関する事。
- (7) 梅の植樹に係る寄付に関する事。
- (8) その他必要な事項に関する事。

(御幸公園梅香事業推進会議)

第3条 事業を実施するに当たり、御幸公園梅香事業推進会議を設置する。

(その他)

第4条 この要綱の定めのない事項については、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。